

電気化学会大会および秋季大会講演要旨についての著作権に関する FAQ

公益社団法人電気化学会

本 FAQ は 2022 年 7 月に本会理事会において了承された『電気化学会大会および秋季大会講演要旨についての著作権に関する合意事項』に附属するガイドラインをシンポジウム主催者および発表者等を対象として説明したものです。本 FAQ は本会 HP『電気化学会出版物に関する著作権』を大会講演者向けに抜粋・要約したものであり、<https://copyright.electrochem.jp/> に掲載されています。

Q1. 出席できなかった大会講演予稿集を手に入れたいのですが、バックナンバーの販売や複写はしていただけるでしょうか?(FAQ Q1-5)

A1. 大会最終日翌日から開催後 1 年まで講演要旨集は非公開になります。事務局や委託先でのバックナンバー販売は一切行っておりません。開催 1 年を経過した講演要旨集については本会 HP (<https://www.electrochem.jp/abstracts/>)において公開しております。大会の講演要旨集は参加登録者に限定して頒布されています。また、複写をご希望の方は、国立国会図書館にて閲覧・複写していただくか、参加者に個人的にあたっていただくようお願いいたします。他の参加者から入手された場合には、複写に関する手続 (<https://copyright.electrochem.jp/duplication.html>)に記載のように、JAC 複製利用許諾システム(<http://user.jaacc.org/>)を通じて補償金の支払の手続きをお願いします。

Q2. 講演要旨の著作権を電気化学会に譲渡するにあたって、補償は得られるでしょうか?(FAQ Q2-2-3)

A2. 大会講演要旨については参加者相互の情報提供の場である大会の開催趣旨から無償で譲渡いただくことをお願いしております。

Q3. 発表者が講演等において、大会要旨を映写または配布することにより研究内容を紹介する場合、どのような配慮が必要でしょうか?(FAQ Q2-3-1)

A3. 発表者等は学会に著作権を譲渡しなければなりません、一定の利用の権利を維持しているものと考えられます。例えば、要旨に記載された発表内容を含む論文の執筆や既発表であることを前提に講演し、映写または配布すること、また、特許法第 30 条第 2 項に係る発明の新規性喪失の例外規定の適用を受け、要旨に記載された内容に関わる特許等知的財産権の関わる権利を受けることなどは当然に許諾されます(大会講演要旨集合意事項 第 3 条(1))。

Q4. 所属する機関(大学・研究機関・企業等)において、学会発表内容をプレスリリースし、インターネット上で公開する場合にどのような配慮が必要でしょうか?(FAQ Q2-3-2)

A4. プレスリリースや記者会見等において、その場で映写・配布により要旨を公開することは可能としますが、要旨の全部をそのまま放送(インターネット配信等を含む)や各種メディア上に永続的に成果を公表することは補償の対象となります(大会講演要旨集合意事項 第 3 条(2))。また、その情報を得た第三者がプレスリリースで入手した要旨を再配布したり、報道等で公表したりする場合などの利用は、通常の補償の対象となります(同 第 3 条(4))。但し、大会講演要旨については、開催後 1 年間のエンバーゴ(掲載禁止期間)が設定されます(同 第 5 条)。

Q5. 大会の講演のプレゼンテーション資料の著作権は譲渡対象でしょうか？また、プレゼンテーション資料において電気化学会出版物を示す場合の注意はありますか？(FAQ Q2-3-3)

A5. 大会の講演において発表者が使用するプレゼンテーション資料の著作権譲渡は求めません。また、大会や他学会を含むすべての会合でのプレゼンテーション資料に電気化学会出版物を含む場合は転載となりますが、この利用においては補償を求めません。但し、それ以外の資料を転載する場合はそれぞれの著作権者が定める転載規定に従って下さい。特に新聞記事の転載については新聞社の許諾が必要ですので、適切に手続を行っていただくようお願いします。詳細は「講演要旨・発表資料の著作権に関するFAQ」

(https://copyright.electrochem.jp/test/presentation_copyright_faq.pdf)をご覧ください。

Q6. 講演要旨に記載した学会発表の内容をもとに論文を投稿する場合、その新規性は保証されますか？ (FAQ Q2-3-4)

A6. 発表者が講演要旨を提出し、本会に著作権を譲渡したことを根拠に、本会が学術上の新規性の喪失を主張することはその時点ではありません。従って、発表者が論文誌に投稿する際に、本会は新規性に関するいかなる嫌疑をかけることはありませんので、ご自由に投稿していただけます。但し、プレプリントやリポジトリの普及により、学術上の新規性の定義が曖昧になっており、新規性の担保のため、学会発表を行った場合に先行発表として申告しなければならないことが増えています。論文誌によっては、先行発表を記載することが義務づけられていることもありますので、ご確認下さい。なお、『Electrochemistry』では、本会および本会が関係する団体が主催する学会で発表されたものについては、その事実を投稿原稿の表紙の脚注に記載することにより学術上の新規性を喪失せず、投稿することを認めています。(著者の手引き 4.1 論文に関する著作権の合意事項 「3.著作権に関する著者の遵守事項 (2)」参照)

Q7. 講演要旨を発表者等の著作物として機関リポジトリに登録することは可能でしょうか？(FAQ Q2-4-1)

A7. 本会では発表者の権利保持のため所属する機関のリポジトリへの登録を可とします。ただし、本会 Web サイトおよび機関リポジトリ登録に関する非公開期間(エンバーゴ)を大会最終日翌日から開催後1年間とし、非公開としていただきます。

Q8. 発表者が所属する団体には機関リポジトリがありません。インターネット上で公開する方法はないでしょうか？ (FAQ Q2-4-3)

A8. 本会が永続的に公開する手段として認めている媒体は機関リポジトリのみとしています。従って、無償で公開することを可能にする手段は今のところなく、公開には転載に関する補償が必要となります。

Q9. 研究報告書・人事に関する業績調書等の提出物に講演要旨のコピーを添付するように求められています。この場合、無償で再配布あるいは転載することは可能でしょうか？(FAQ Q2-4-5)

A9. これらはいずれも成果の実態を示すエビデンス資料として利用する書類目的で提出が求められていると考えられます。したがって公衆に対して非公開かつ提出の目的以外の使用が行われない限り、補償の必要はありません。なお、研究報告書の公開部分に論文等の内容の引用や転載を行う場合は、転載許可申請や補償は求めませんが、その原典を示すようお願いいたします。

Q10. 大会講演要旨の図を論文に転載する場合、補償は必要でしょうか？(FAQ Q5-3-1)

A10. 開催後1年以内の大会講演要旨については、著者を除き、全ての方に転載許可申請を求めています。本会の出版物の転載については本会会員の場合、申請することなく行うことが可能とされていますが、大会講演要旨集は大会に参加登録をされた方のみが入手できる著作物であり、その利用に関する権利はその負担者である参加登録者にとって不公平感が生じない程度に限定すべきものと考えられるためです。開催後1年以上経過したものについては、非会員の転載利用の場合のみ、補償の対象としています。

Q11. 大会シンポジウムを主催した専門委員会の事務局です。専門委員会の発行物に要旨を転載し、活動報告として委員に報告したいと考えています。この際に必要な手続はどのようにすればよいでしょうか？(FAQ Q5-3-2)

A11. 発行物の編集代表者から事務局(著作権担当)に直接ご相談下さい。以下の補足に記載の理由により、本会への補償を検討していただく必要があります(大会講演要旨集合意事項 第3条(3))。主催者が負担する補償額は本会機関決定となり、理事会審議に附されます。審議には一定の期間が必要ですので、転載許可申請は早めに行ってください。

【補足事項】

大会シンポジウム主催者は専門委員会・懇談会等(以下、主催者)の電気化学会の下部組織であることが一般的ですが、必ずしも本会会員のみからなる組織ではありません。さらに、会員であっても大会に参加していない方も含まれるケースがあります。従ってシンポジウム主催者の代表が本会会員であっても、二次利用者に非会員・不参加者が含まれることを想定し、複写の補償や転載許可申請を行っていただく必要があります。主催者がその関係組織内において要旨を利用する場合でも、無制限に許諾することはありません(大会講演要旨集合意事項 第3条)。同様に、シンポジウム主催者に本会と同等の利用を許諾することは本会が著者との大会講演要旨集合意事項の第2条(2)に定めた二次利用の範囲を超え、かつ本会は大会講演要旨の著作権譲渡において、著作権法第61条の2にある第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に関して特掲しておらず、これらの権利は著者に保留されているものと解釈されるため、主催者は改めて発表者等の許諾を得ることが必要です。また要旨に関する著作権の無償譲渡の対象者は本会に限るため、発表者等に対する補償も改めてお考えいただく必要が生じます(但し、別途主催者と発表者等との間に合意が得られた場合の無償譲渡を制限するものではありません)。

Q12. 電気化学会会員は開催後1年が経過し、Web上に公開された大会講演要旨集からの転載の手続を省略できますか？(FAQ Q5-3-3)

A12. 開催後1年が経過し、Web上に公開された大会講演要旨集は他の公開済み本会出版物と同様、電気化学会会員は無償で転載利用できるようになります。

2022年7月21日初版

2023年4月24日FAQ更新に伴う改訂